

令和7年度施設等利用給付認定現況届
(新制度幼稚園・認定こども園(教育利用))

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定現況届

新座市長 宛

【申請に当たって同意していただく事項】
■市長が認定の審査に必要な範囲において、世帯員全員（生計を一にする世帯員以外の者も含む。）の住民登録状況、福祉制度の受給状況及び住民税の課税状況を閲覧し、及び調査することがあります。
■市長が本申請書及び添付書類について、必要と認められる場合において、施設・事業者に対して提供することがあります。
■申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、子育てのための施設等利用給付認定現況届を提出します。

① 保護者名及び児童名等について記入してください。

保護者 (世帯主)	(フリガナ)	児童との続柄	保護者(世帯主)生年月日	職業等	住所	
			年 月 日		〒 新座市	-
認定 子ども	(フリガナ)	本人	認定子ども生年月日	父 携 帯	-	-
			年 月 日	母 携 帯	-	-
				利用施設		

② 世帯の状況について記入してください。（①の保護者及び認定こどもを除く）

氏名	児童との続柄	生年月日	職業等	個人番号	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
生活保護の適用の有無		無・有【ケースワーカー()】平成・令和 年 月 日保護開始			
家庭の状況	ひとり親家庭ですか	ひとり親家庭の状況	□死別□離婚□離婚調停中□別居		
	はい・いいえ ※「はい」は右欄へ進む		□未婚□その他() 平成・令和 年 月 日(頃)から		
区分 ※「市内在住」は右欄へ進む		氏名	住所	同居・別居の状況	
祖父母	父方祖父	☐ 市内在住 ☐ 市外在住 ☐ 不存在	☐ 同住所(住所記入不要) 新座市	☐ 同居 ☐ 同住所別棟 ☐ 別居	
	父方祖母	☐ 市内在住 ☐ 市外在住 ☐ 不存在	☐ 同住所又は父方祖父と同じ(住所記入不要) 新座市	☐ 同居 ☐ 同住所別棟 ☐ 別居	
	母方祖父	☐ 市内在住 ☐ 市外在住 ☐ 不存在	☐ 同住所(住所記入不要) 新座市	☐ 同居 ☐ 同住所別棟 ☐ 別居	
	母方祖母	☐ 市内在住 ☐ 市外在住 ☐ 不存在	☐ 同住所又は母方祖父と同じ(住所記入不要) 新座市	☐ 同居 ☐ 同住所別棟 ☐ 別居	

③ 保育を必要とする事由について記入してください。

保育を必要とする事由	父	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 他()
保育を必要とする事由	母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 他()

※裏面を御確認の上、保育を必要とする事由に応じた書類を添付してください。

※求職活動中の方は、別途、認定変更の手続が必要です。

④ 備考欄 ※3か月以内に提出済みの必要書類がある場合など、特記事項があれば御記入ください。

(年 月 日に【書類名】 を【提出場所】 に提出済み。)

◆保育を必要とする事由に応じた提出書類一覧

保育を必要とする事由	事由に応じた提出書類
居宅外で就労されている方 (予定を含む)	就労証明書★ (就労内定の場合はその証明を受けてください。)
自営業の方(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)	就労証明書★、就労状況申告書★、自営の証明書類 (直近の確定申告書、営業許可書、開業届等の写し) ※自営業の場合、就労証明書はご自身で記入してください。
出産前後の方(出産月の前後2か月に限る)	必要書類なし ※配偶者が就労している場合、配偶者の就労証明書は必要です。
育児休業中の方	育児休業取得先での 就労証明書★
疾病・障がいの方	診断書★ 又は障がい者手帳の写し
介護・看護している方	介護・看護状況申告書★ 、介護が必要であることが分かる書類(診断書、障がい者手帳の写し等)
求職中の方	保育課へお問い合わせください。
学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)、1週間の授業日数及び時間が分かる書類(授業のカリキュラム等)

★太字の添付書類については、新座市指定様式で手続きする必要があります。市ホームページからダウンロードが可能です。

提出の際の留意事項

1. 保育を必要とする事由に応じた書類は、**両親それぞれのものが必要です。**
2. 保育を必要とする事由が**就労の場合、月52時間かつ月12日以上**の勤務が要件となります。学校に在学・介護についても同様の基準となります。基準を満たしていない場合、「保育の必要性あり」と判定されません。
3. **家庭状況や就労状況に変更が生じた場合は、現況届では変更手続きができず、別途書類の提出等が必要です。**詳しくは、新座市ホームページ「【新制度移行幼稚園・認定こども園(教育利用)の在園児向け】認定後の各種変更手続きについて」を御確認ください。(下記2次元コードからも確認ができます。)

※不備のあった方は、再提出をお願いすることがあります。

<よくある再提出の理由>

●**就労証明書の記載漏れ**

特に記載漏れが多い箇所: No.3、6、7、14、16

●**自営業の方の書類不足**

自営業の方は、(1)就労証明書、(2)就労状況申告書(自営業者用)、(3)自営の証明書類の3点すべての提出が必要です。



<市ホームページ>

【新制度移行幼稚園・認定こども園(教育利用)の在園児向け】認定後の各種変更手続きについて

施設記載欄(施設(事業者))を経由して市町村に提出する場合)

施設受付年月日	令和 年 月 日
施設(事業所)名	
備考	